# 山梨県立北病院訪問看護ステーションシステム導入 に係る調達仕様書

平成31年2月 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立北病院

## 1 導入の背景

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院(以下「北病院」という。)において、山梨県立北病院訪問看護ステーション開設に伴い、訪問看護ステーションシステム(以下「訪問看護システム」という。)を導入することを目的とする。

## 2 システム導入

(1) 件名

山梨県立北病院訪問看護ステーションシステム導入業務

- (2) 内容
  - ①訪問看護ステーションシステムの導入
  - ②システムの運用保守(5年間) 詳細は、「3 業務内容」のとおり。
- (3) 期間

①システム導入業務 :契約締結日から平成31年3月31日

②システム運用保守業務:システム本稼働から5年間

## 3 業務内容

訪問看護システムについて、ソフトウェア、ハードウェア等の納入、構築、設定等、環境を構築するとともに、訪問看護システムの運用保守を本稼働後、5年間行うものとし、詳細については、山梨県立北病院訪問看護ステーションシステム導入業務に係る要求仕様書(以下「仕様書等」という。)に定めるところによる。

## 4 納品成果物

(1)納品成果物一覧

納品成果物については、次のとおりとする。なお、これらの内容が網羅された成果物であれば、名称や種別が異なっても構わない。

- ○プロジェクト管理計画書
- ○設計・設定書 (ハードウェア/ソフトウェア)
- ○ソフトウェア (インストール媒体等)
- ○システム本体
- ○テスト計画書(機能、性能)、実施結果
- ○研修実施計画書、実施結果
- ○操作マニュアル
- ○ライセンス証書一式
- ○作業完了報告書
- (2) 納品方法

形式は、紙及びデータまたは電子媒体とする。

電子媒体については、マイクロソフト社製のオフィス形式にて作成したファイル、 又はPDF形式のものとする。

#### 5 特記事項

- (1) 導入時に必要となるソフトウェアのインストール、ソフトウェア等の設定、動作 確認等の各作業は、北病院と協議をした上で行うこと。また、スケジュールについ ても同様であること。
- (2)機器等の設置後には、北病院が別途指定する以外の梱包材、搬入材等を速やかに撤去すること。

## 6 その他

- (1) 本導入業務で導入したハードウェアについては、検収完了後から1年間、部品交換等を含めて無償保証とすること。また、将来の機能追加(メモリ等ハードウェアの増設、アプリケーションソフトウェアのインストール等)など、システムの拡張に対応できるものであること。
- (2) 納入者は、北病院とスケジュール等各種調整を行い、円滑に業務が実施できるよう業務を管理すること。また、進捗状況を北病院に定期的に報告すること。
- (3)業務上疑義が生じた場合には、納入者及び北病院双方が誠意をもって協議し、対応すること。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合には、北病院に質問し、その指示を受けること。なお、落札決定後の本仕様書の解釈は北病院によるものとする。